

議案第 1 2 号

匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 9 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸



匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例

匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例（平成18年匝瑳市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

<p>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	<p>1通につき</p>	<p>450円</p>
<p>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明</p>	<p>1件につき</p>	<p>350円</p>
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>

条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	450円
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届出その他市長が受理した書類に記載した事項に関する証明書の交付	1通につき	350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、 1,400円
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出その他市長が受理した書類の閲覧	1件につき	350円

」を

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の	1通につき	450円
--------------------------------	-------	------

<p>2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍証明書の交付</p>		
<p>戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明</p>	<p>1 件につき</p>	<p>3 5 0 円</p>
<p>戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき</p>	<p>4 0 0 円</p>

一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき	750円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	450円
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円

<p>により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき</p>	<p>350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、 1,400円</p>
<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供す</p>	<p>1件につき</p>	<p>350円</p>

る事務		
-----	--	--

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の前においても、この条例の施行のために必要な準備行為を行うことができる。

(参考)

匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
本則 略 附 則 略 別表第1 略 別表第2 (第3条関係)	本則 略 附 則 略 別表第1 略 別表第2 (第3条関係)		
手数料の区分	手数料の区分		
戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明	1通につき	1通につき
			450円
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	1件につき
			350円
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この表に	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき		
			400円

<p>において同じ。)により戸籍電子証明書 提供用識別符号の発行を行う場合(当 該発行に係る戸籍電子証明書の請求が 同条第1項の規定により同項に規定す る電子情報処理組織を使用する方法に より行われた場合に限る。)における 当該発行及び戸籍電子証明書提供用識 別符号の発行に係る戸籍電子証明書の 請求を行う者が同時に当該戸籍電子証 明書が証明する事項と同一の事項を証 明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸 籍証明書の請求を行う場合における当 該発行を除く。)</p>	<p>1 通につき</p> <p>7 5 0 円</p>	<p>戸籍法第12条の2において準用する 同法第10条第1項若しくは第10条 の2第1項から第5項までの規定若し しくは同法第126条の規定に基づき除 かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付 又は同法第120条第1項、第120 条の2第1項若しくは第126条の規 定に基づき除籍証明書の交付</p>	<p>戸籍法第12条の2において準用する 同法第10条第1項若しくは第10条 の2第1項から第5項までの規定若し しくは同法第126条の規定に基づき除 かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付 又は同法第120条第1項若しくは第 126条の規定に基づき磁気ディスク をもって調製された除かれた戸籍に記 録されている事項の全部若しくは一部 を証明した書面の交付</p>	<p>1 通につき</p> <p>7 5 0 円</p>	<p>戸籍法第12条の2において準用する 同法第10条第1項若しくは第10条 の2第1項から第5項までの規定又は 同法第126条の規定に基づき除かれ た戸籍に記載した事項に関する証明</p>
<p>戸籍法第12条の2において準用する 同法第10条第1項若しくは第10条 の2第1項から第5項までの規定又は 同法第126条の規定に基づき除かれ た戸籍に記載した事項に関する証明</p>	<p>1 件につき</p> <p>4 5 0 円</p>	<p>除籍電子証明</p> <p>7 0 0 円</p>	<p>1 通につき</p> <p>7 5 0 円</p>	<p>1 通につき</p> <p>7 5 0 円</p>	<p>1 件につき</p> <p>4 5 0 円</p>

<p>基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届出その他市長が受理した書類に記載した事項に関する証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>書提供用識別符号1件につき</p>	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届出その他市長が受理した書類に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>1通につき</p>	<p>350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円</p>
---	---	----------------------	---	--------------	---

<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧し供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>1件につき</p>	<p>350円</p>
<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条又は第12条の4の規定に基づく住民票の写しの交付の項へ上記以外の諸証明の項 略</p>		

以下 略

<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出その他市長が受理した書類の閲覧</p>	<p>1件につき</p>	<p>350円</p>
<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条又は第12条の4の規定に基づく住民票の写しの交付の項へ上記以外の諸証明の項 略</p>		

以下 略